



2018年で100周年

記者発表資料
平成29年9月20日

千曲川・犀川の河川内樹木の伐採希望者を募集します。
～営利を目的とする企業・団体の方も応募できます～

河川内に繁茂する樹木は、洪水時等に支障となるとともに、不法投棄の温床となるなど河川管理上問題を及ぼす場合があります。

千曲川河川事務所では、管理上問題のある河川内樹木について、従来から自家消費する個人利用を対象に、伐採木を無償で持ち帰っていただく公募伐採を試行しており、今年は管内4箇所伐採希望者を募集します。

また、更なる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を図るとともに、より大規模な伐採を目指し、営利を目的とする企業、団体等にも範囲を広げた河川法第25条を適用した公募伐採も試行します。

各公募伐採の募集概要は以下のとおりです。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

【従来の公募伐採の概要】

○伐採箇所 【別紙. 1】

- ①飯山市蓮地区 (古牧橋下流)
- ②長野市綱島地区 (長野大橋下流)
- ③坂城町中之条地区 (大望橋下流)
- ④松本市梓川梓地区 (梓川橋下流)

○伐採量

1区画約300m²～500m²の区画内のハリエンジュほか

○応募受付期間

平成29年9月20日(水)から平成29年10月18日(水)まで



当選者による伐採作業の様子

【河川法第25条を適用した公募伐採の概要】

○伐採箇所

ホームページ掲載の範囲図⑤、⑥内【別紙. 2】

○伐採量

約400m²以上～任意(3箇月間で伐採可能な範囲)区域内全ての樹木

○事務手続きの概要

応募された方について当事務所で審査及び選定を行い、選定された方は河川法第25条に基づく採取許可申請の手続きを実施。申請に対する許可を得たのち、伐採・採取の実施となります。

○応募受付期間

平成29年9月20日(水)から平成29年11月1日(水)まで

⇒両制度の違いは、【別紙. 3】をご覧ください。

○申し込み方法・・・千曲川河川事務所ホームページから所定様式に記入し電子メールで申込み
詳細についてはホームページをご覧ください

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/oshirase/karikusa/index.html>

【配布先】

- ・長野市政記者クラブ
- ・長野県庁会見場
- ・新建新聞社
- ・長野経済新聞社
- ・日本工業経済新聞社長野支局

【お問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局

千曲川河川事務所 026(227)7611

副所長(管理) 田邊 雄司 (たなべ ゆうじ)

管理課長 長谷川 徹 (はせがわ とおる)

千曲川河川事務所 フェイスブック

検索 クリック



国土交通省

千曲川河川事務所

検索

クリック

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/>



従来の公募伐採箇所

範囲図①【飯山市蓮地区(古牧橋下流)】



範囲図②【長野市綱島地区(長野大橋下流)】



範囲図③【坂城町中之条地区(大望橋下流)】



従来の公募伐採箇所

範囲図④【松本市梓川梓地区(梓川橋下流)】



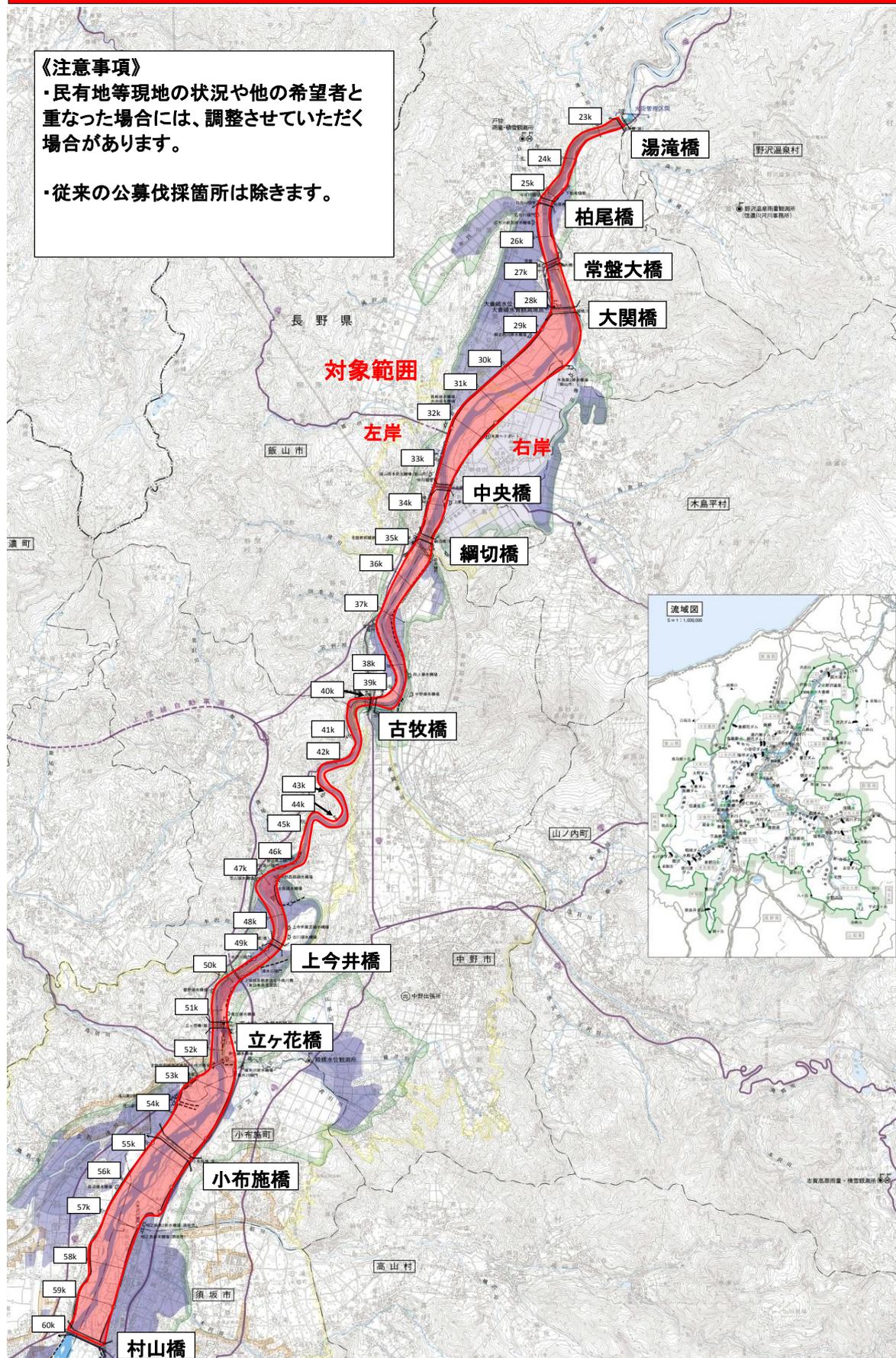
河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図

範囲図⑤ 千曲川【湯滝橋 ~ 村山橋の河道内】

《注意事項》

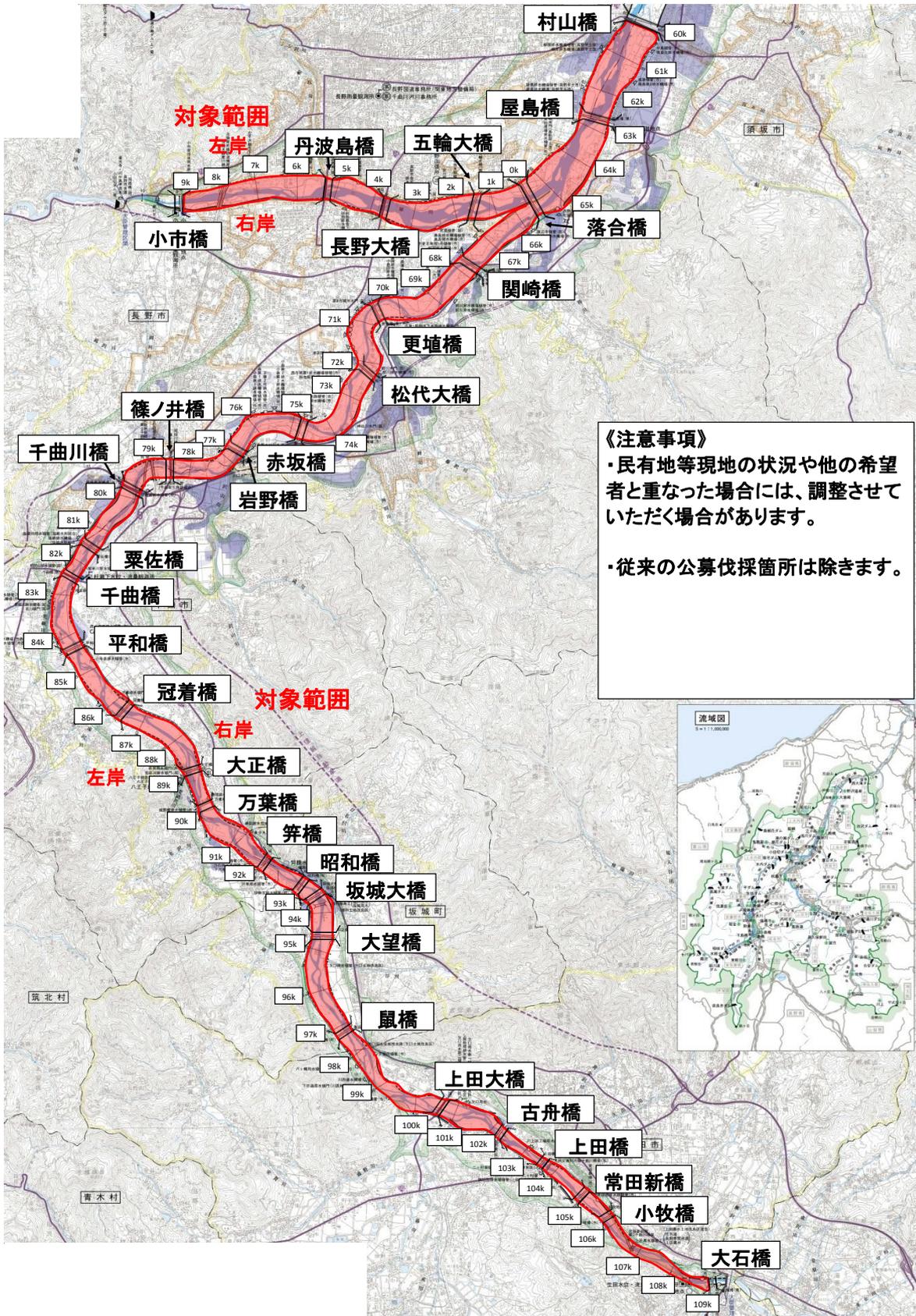
・民有地等現地の状況や他の希望者と重なった場合には、調整させていただく場合があります。

・従来の公募伐採箇所は除きます。



河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図

範囲図⑥ 千曲川【村山橋～大石橋の河道内】、犀川【落合橋上流～小市橋の河道内】



平成29年度 千曲川・犀川における公募伐採制度の違い

		従来の公募伐採	河川法第25条を適用した公募伐採
伐採木の利用目的		非営利限定	非営利・営利問わない
応募対象者		個人・団体	企業・団体・個人
伐採実施箇所		指定された箇所(別紙1)	対象範囲の国有地(別紙2)
伐採者による進入路の整備		必要なし	場合によっては必要
樹木伐採規模		300m ² ～500m ²	約400m ² 以上
料金(流水占用料)		無料	無料
応募期間		9/20(水)～10/18(水)	9/20(水)～11/1(水)
作業実施期間		11月・12月(2ヶ月間)	12月～3月(3ヶ月間)
提出書類	応募時	用紙、アンケート	用紙、アンケート、申告書
	着手前	なし	許可申請書(現地立会いが必要)
	着手時	工事施工届	工事着手届
	完了時	工事完了届	工事完了届